

日 時：令和6年10月9日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、
西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は藤原委員長、大島委員、加藤委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから第303回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つです。

議題1「地方公共団体における個人情報保護法施行条例等に関する分析等の調査結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題1「地方公共団体における個人情報保護法施行条例等に関する分析等の調査結果について」、御説明させていただきます。

資料1の1ページ目を御覧ください。

令和3年改正法の施行に当たり、地方公共団体においては、個人情報の保護に関する条例が定められ、当該条例については、法第167条第1項の規定に基づき、当委員会へ届け出られました。当委員会では、この届出のあった法施行条例及び手数料条例の内容等について分析調査を実施したところです。本議題は、その調査結果について御報告、御説明させていただきます。

資料の中ほどにありますとおり、調査対象につきましては、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合、合わせて3,297団体から、令和5年度中に届出がなされた3,338条例が対象となります。

調査内容につきましては、まず、「①条例で定める必要のある事項」として、「開示請求手数料」、「行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料」及び「作成された行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料」について、次に、「②必要に応じて条例で定めることが考えられる事項」として、「条例要配慮個人情報」及び「情報公開条例との整合」について、委託事業者による条文の抽出及び分析を行い、加えて、「③法施行条例等の規定に誤りや不備等がある事例」について、条文の抽出及び分析を行いました。

2ページ目を御覧ください。

まず、「①条例で定める必要がある事項」について御報告します。

法第89条第2項に規定する「開示請求手数料」につきましては、全団体の98.1%に当たる3,234団体が無料としており、定額を定めたのは63団体（1.9%）でした。

加えて、全団体の98.3%に当たる3,241団体は、開示実施手数料や写しを交付する際の複写料、送料等の費用負担を求める規定を定めています。

なお、開示請求手数料を定額としている団体のうち、大部分の49団体が、手数料を300円以上400円未満の額としています。

3 ページ目を御覧ください。

法第119条第3項に規定する「行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料」につきましては、提案募集義務団体である都道府県及び指定都市67団体の全てが規定しており、それ以外の提案募集任意団体においては、全3,230団体のうち136団体が規定しています。

手数料の額については、法第119条第4項に規定する「作成された行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料」も併せて、ほとんどの団体が政令で定める額と同額としております。

また、提案募集任意団体で当該規定を規定している団体のうち、90団体にヒアリングを行ったところ、規定したきっかけについて、「都道府県、近隣市町村等が行政機関等匿名加工情報の利用契約手数料を規定した又は規定する予定であった」や、「今後の提案募集の実施、提案募集の義務化に備えて」などの回答がありました。

4 ページ目を御覧ください。

次に、「②必要に応じて条例で定めることが考えられる事項」について御報告します。

法第60条第5項に規定する「条例要配慮個人情報」については、全団体の2.1%に当たる69団体が規定しており、内訳は、都道府県が2団体、指定都市を除く市区町村が46団体、一部事務組合・広域連合が21団体となっています。

当該規定は、延べ149項目が規定されており、その類型は、性自認・性的指向が47件、生活保護受給の有無が35件、特定地域関係が31件、成年被後見人等であることが31件、就学支援情報が1件、その他が4件となっています。

また、当該規定を規定している団体へのヒアリングでは、規定したきっかけについて、「都道府県、近隣市町村等が条例要配慮個人情報を規定した又は規定する予定であった」や、「庁内各課（個人情報保護担当課を除く）から意見・要望があった」、「旧条例に条例要配慮個人情報に相当する規定があった」などの回答がありました。

5 ページ目を御覧ください。

法第78条第2項に規定する「情報公開条例との整合」について、情報公開条例との整合性を確保する規定は、全団体の14.8%に当たる487団体が規定しており、内訳は、都道府県が13団体、指定都市が9団体、指定都市を除く市区町村が255団体、一部事務組合・広域連合が210団体となっています。

当該規定は、延べ553項目が規定されており、「法で不開示情報として規定されているが、情報公開条例との整合性を確保するために条例で開示情報として定めているもの」が363件、「法で不開示情報として規定されていないが、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報で情報公開条例との整合性を確保するために条例で不開示情

報として定めているもの」が190件となっています。

条例で開示する情報の主な例としては、「公務員等の氏名に係る部分」があり、条例で不開示とする情報の主な例としては、「情報公開条例の不開示情報を直接引用しているもの」や「地方公共団体の要請を受けて公開しないことを条件として任意に提供された情報」がありました。

6 ページ目を御覧ください。

最後に、「③法施行条例等の規定に誤りや不備等がある事例」について御報告します。

委員会は、令和5年度に届出をなされた全ての法施行条例等、3,338条例について、外部業者に委託するなどして条例の規定に誤りや不備等がある事例を抽出し、当該規定について詳細な分析を行いました。

その結果、「開示請求書等の任意記載事項について、法施行条例等において必須記載事項となっているため、当該記載事項の不記載をもって請求を拒否しないよう運用上の留意点を伝える必要がある例」や、「法施行条例等で定める開示決定等の期限等について、法と整合していない例」などの条例の規定に誤りや不備等がある事例が散見されました。

これらの団体に対しては、「個人情報保護」と「データ流通」の両立のために、全国的な共通ルールを法で規定するとともに、法の解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担うための仕組みを整備し、その上で、地方公共団体の的確な運用を確保することとした、地方公共団体の個人情報保護制度の一元化の趣旨を踏まえ、法施行条例等の規定の誤りや不備等について指摘し、条例の内容に関わらず、法令に基づく個人情報の適正な取扱いを確保するよう促すことといたします。

以上で事務局からの説明を終わりますが、資料につきましては、委員会終了後、当委員会のホームページにて公表することを予定しております。

以上でございます。

○小川委員長代理 説明、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質問、御意見はありますか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ただいま調査結果について御報告いただきまして、ありがとうございました。

地方公共団体におけます条例の規定の誤り、不備等のある団体への対応方針について御説明いただきました。そもそも令和3年の改正の趣旨を思い起こしますと、まさに地方公共団体の個人情報保護制度を一元化することにあつたわけです。

それ以前は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報の保護」と「データ流通」の両立が要請される中、地方公共団体ごとに制定される条例の規定や団体ごとの運用の相違がデータ流通の支障となり得るなどのいわゆる「2000個問題」といった課題が指摘され、また、国際的な制度との調和を図る必要もありました。こうした課題を解決するため、全国的な共通ルールを法で規定するとともに、法の解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みを整備し、その上で委員会がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体

の的確な運用を担保することとしたのが令和3年改正であったわけです。

こうした一元化の趣旨を踏まえれば、地方公共団体における個人情報保護制度の的確な運用の確保に向けた取組は重要であり、事務局におかれましては、法施行条例等の規定に誤りや不備等のある団体からの問合せや相談等について、団体に寄り添った丁寧な対応をしていただくとともに、今後も、地方公共団体において法に則した個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、引き続き支援をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。よろしく申し上げます。

また、本議題の資料、議事録、議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録、議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

議題1は以上です。

次の議題に移ります。

議題2「内閣総理大臣（情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務）の全項目評価書（第三期情報提供ネットワークシステムへの移行に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、内閣総理大臣から、情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務の全項目評価書が提出されました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料2-1に基づきまして、全項目評価書の概要を説明いたします。

今般の評価の再実施は、情報提供ネットワークシステムの安定運用及び業務効率化のため、ガバメントクラウドへ移行することに伴い、特定個人情報ファイルのデータ移行等が実施されることから行われたものです。このガバメントクラウドへの移行による事務の変更はなく、7ページから9ページの「（別添1）事務の内容」の変更もございません。

リスク対策についてです。

事務の内容に変更はありませんが、ガバメントクラウドへの移行に伴い、特定個人情報の使用・保管・消去におけるリスク対策が変更となっています。今回追記された主なリスク対策の例については、データ移行時、悪意のある第三者から改ざん・盗聴される懸念に対するリスク対策として、32ページの中段「情報提供ネットワークシステム移行につい

て」の部分には、ガバメントクラウド環境と第二期拠点間を移行用回線で接続を行い、第三者はアクセスできないこと、その下の「情報提供ネットワークシステム移行の際に特に想定されるリスクに対する措置」の③には、データ移行時、第二期及び第三期システムともに、各種ログによる監査及びフォルダ等のアクセス状況の監視・分析を行い、移行元・移行先双方での不正の兆候や不正アクセスの検知を行うことが記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性につきまして、資料2-2に基づき、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

まず、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事業の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページから19ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、20ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、ガバメントクラウドへの移行に伴う特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策について、具体的に記載しているかといった観点から審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、21ページ上段の「総評」を御覧ください。

総評として3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして5点記載しております。

(1)及び(2)として、リスク対策等について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、保護評価を適切に実施する体制を有効に機能させることが重要であること、

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、

(5)として、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、内閣総理大臣に対して、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

承認するという原案に賛成いたします。その上で1点、意見を申し述べたいと思います。

今般、情報提供ネットワークシステムが、プライベートクラウドからガバメントクラウド環境へ移行されることになったわけです。本評価書では、これに伴う特定個人情報ファイルのデータ移行作業等について、適切なリスク対策の検討・分析を行った上で、評価書に適切に記載していただいていると思います。

審査記載事項に記載のとおりなのですが、デジタル庁におきましては、今回、利用するクラウドサービスに係る安全管理措置等を含め、リスク対策を確実に実行するとともに、運用開始後も継続的にモニタリングをしていただきたいと思います。

また、情報提供ネットワークシステムに関しましては、番号法第21条に基づく設置協議が求められています。事務局においては、設置協議を行う際に、当該リスク対策の準備・実施状況等も含めて確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ほかに何かありますかでしょうか。

よろしいですか。

特に修正の意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定します。

事務局においては、ただいま清水委員から意見があった点を踏まえて所要の手続を進めてください。よろしくお願いします。

また、本議題の資料、議事録、議事概要について、その取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録、議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和5年度の特定期間情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告につきまして、説明させていただきます。

本報告は、平成29年度から実施され、今回で8回目の報告となります。

「1. 対象機関」については、都道府県、市区町村及び基礎項目評価書を提出した教育委員会等の2,207機関を対象としています。

「2. 報告結果等」について、令和6年3月31日現在における安全管理措置の実施状況、データの入力業務における委託・再委託の実施状況及び保護評価の実施状況について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認させていただきました。

報告結果につきまして、次ページの別紙を御覧ください。

「1. 安全管理措置の実施状況」について説明いたします。

「規程及び事務の範囲」は、ほとんどの機関が「実施済み」又は「実施予定」と回答していました。全ての機関において速やかに規程等の整備が行われるよう、個人情報保護委員会のホームページに掲載されている取扱要領の例「地方公共団体等における特定個人情報等取扱要領等」の案内を行うことを考えています。

続きまして、「研修」について、ほとんどの機関が「実施済み」又は「実施予定」と回答していました。研修を開催していない機関においては、「研修を実施するための体制が整備されていない」、「他の未実施の研修等もあり、スケジュールが確保できない」等の回答がありました。

「実施できない」と回答している機関に対して、専門的な知識がなくとも研修を実施できるよう、個人情報保護委員会のホームページに掲載されている研修資料の案内を行うことを考えています。

続きまして、「管理状況の把握」について、ほとんどの機関が「実施済み」又は「実施予定」と回答していました。

未実施の機関においては、「実施するための体制が整備できていない」、「知識を持つ職員が少ない」等の回答がありました。

これらの対応といたしまして、監査については、「実施できない」と回答している機関に対して、監査の手法が分からない機関でも実施できるよう、個人情報保護委員会のホームページに掲載されている「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル」の案内を行うことを考えています。

また、ログの分析については、ログの分析等の手法が分からない機関でも実施できるよう、ログの分析等の手引書を提供するとともに、個別に助言等を行うということを考えております。

次に「システム及び機器等の管理」について、ほとんどの機関が「実施済み」又は「実施予定」と回答していました。

①及び②の未実施機関においては、「予算の都合により実施できない」等の回答がありました。

これらの対応として、必要かつ適切な安全管理措置を速やかに実施するよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の該当箇所を案内し、確実に対応することを促すということを考えています。

続きまして「2. データ入力業務における委託及び再委託の実施状況」についてです。

まず、「委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認」について、①の事前確認については、ほとんどの機関が「実施」と回答しておりました。

①及び②の未実施となっている機関においても、過半数の機関から「令和6年度中に実施に向け対応する」等の回答がありました。

次に、「再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認」について、「②許諾前における再委託先の事前確認」と「③委託先の再委託先に対する監督状況の確認」については、未実施となっている機関においても、「再委託先の安全管理措置の実施状況を令和6年度から確認する」等の回答がありました。

委託・再委託先の特定個人情報の取扱状況の把握について、「実施していない」と回答した機関を中心に手引書等を提供し、個別に助言等を行うということを考えています。

続きまして「保護評価の実施状況」についてです。

今年度の報告においては、令和5年度に、事後評価の対象となり得ると整理された事務について、保護評価の実施状況の調査を実施いたしました。

円グラフにつきまして、それぞれ青色が保護評価実施済み、赤色が保護評価未実施である機関の割合を示しており、白色と灰色の部分は保護評価の実施が義務付けられていない機関数の割合を示しております。

調査を行った六つの事務いずれにおいても、「未実施」と回答した機関もありましたが、その大部分が令和6年度中の対応を予定しております。

以上、全体としてはおおむね必要な措置が講じられていることを確認いたしました。引き続き、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものとなるよう、都道府県等の協力も得ながら各種の取組を実施していきます。

なお、本結果におきましては、委員会後、報道発表を予定しております。

報告は以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 御報告、ありがとうございました。

4点ほど意見を述べたいと思います。まず、この自己評価システムは、地方公共団体のPDCAサイクルを構築する上で有用だと思っていますので、是非続けていただきたいというのが第1点です。

2点目は、立入検査の報告は前々回等にありましたけれども、こちらについて、この自己評価の結果を利用して、例えば、自己評価結果が悪かった所を重点的に実地調査・立入検査をするというふうにも利用するという意味で意義があるといえるかと思います。

また、一方、この自己評価の結果が良いのだけれども、実際に行ってみたところ結果が

良くないという所については、自己評価の方法を改善するということを促すことも必要であろうと思いますので、そういう意味では、両者を両輪のように関連付けていただくことによって、より効果的に運用できるのではないかと考えるところです。

それから、3点目ですが、今回の結果は、ほぼ100%、基本的項目に関してはできているという回答になっていますが、かなり継続して同じ質問項目が使われていると思いますので、質問項目を変更していくことも検討してもいいのかなと思います。

それから、最後になりますが、4点目として、委員会としては、この報告資料の中にもありましたように、番号法の適切な運用のために監査実施マニュアルやログの分析等の手引書、あるいは研修資料を用意していることは承知しておりますけれども、使い勝手の良さという点では、まだまだ改善する余地があると思っています。今後のホームページでの掲載方法も含めて、より団体にとって使いやすいものになるように努力していただきたいと思う次第です。

以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

それでは、私のほうから。

本資料は、昨年もありましたけれども、一目で実態を把握できる分かりやすい資料になっていると思います。昨年同様、ホームページで公表するとともに、地方公共団体においてログの分析等が確実に実施されるように、当委員会の参考資料とともに注意喚起を行っていただきたいと思っています。

その際には、清水委員から今ありましたけれども、事務局で日頃から実施しております地方公共団体ごとのレビュー検査等も含めて、マクロとミクロの両方の観点からの分析や評価に基づいて注意喚起を実施するとともに、アンケートの質問内容を精査するなど、そういった活動も重要だと考えております。よろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいですか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議を閉会といたします。お疲れさまでした。